

関市ソーシャルビジネス支援助成金の対象事業費

科目	助成対象事業費の説明	詳細
1 賃金（人件費）	交付対象ソーシャルビジネスに直接従事する従業員等（個人事業主の本人及び個人事業主と生計を一にする家族を除く。）に対する給与及び賃金（役員報酬は除く。）とする。	(1) 申請時において賃金（人件費）に対する助成が必要であり、助成終了後において当該助成がなくても交付対象ソーシャルビジネスの実施が可能である理由を示すこと。 (2) 賃金（人件費）の総額は、助成対象事業費の総額の2分の1以内とする。
2 報償費	事業化に必要な相談、指導又はアドバイスに係る専門家等への謝金、事業化に必要な研修、講演会等に係る講師への謝金等とする。	
3 消耗品費	交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な消耗品費とする。ただし、粗品、景品等のイベントの参加者に無償で配布する物品及び経常的な事務用品に係る費用を除く。	
4 燃料費	買い物弱者支援事業における配達に係る燃料費等の交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な燃料費とする。	明確な積算根拠を示すこと。
5 印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費、資料印刷費及び製本費とする。	チラシ等への掲載等広告料を徴収する場合は、当該広告料の徴収額を差し引いた額とする。
6 賄材料費	特産品等の開発に係る材料の購入費とする。	
7 通信運搬費	郵送料、宅配便等に係る費用とする。	
8 広告料	チラシ等の新聞等折込み、新聞、ラジオ、テレビ等の広告宣伝費、駅等でのポスター掲出料等とする。	広告料を徴収する場合の新聞等折込みに係る費用は、印刷製本費に含むこと。
9 手数料	交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な役務を特定の個人等から受けることにより支払う手数料とする。	振込手数料を含む。
10 筆耕翻訳料	筆耕、通訳、翻訳等に係る費用とする。	
11 保険料	イベントに係る保険料、運送等に係る自動車損害保険料等とする。	

12 委託費	イベントの企画、会場の設営、データの作成、ホームページの作成、物品の作製（デザインを含む。）、警備、清掃、廃棄物処理等の特殊な技術を必要とすること又は自らが行うよりも他の事業者等が行う方が効率的であることについての委託に係る費用とする。	データ作成、ホームページ作成等については、新規作成を対象とし、データ等の更新は対象外とする。
13 使用料及び賃借料	交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な土地、建物、会場、機器、物品、車両等の使用料、賃貸料及びリース料とする。	(1) 著作権使用料を含む。 (2) 明確な積算根拠を示すこと。
14 備品購入費	交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な備品で、減価償却の耐用年数が1年以上のものの購入に係る費用とする。	(1) 車両の購入を含む。 (2) 申請時に購入予定の物品の仕様を明らかにすること。 (3) 単価が100,000円以上の備品を購入する場合は、申請時に複数の者の見積書を添付すること。 (4) 購入した備品の減価償却の耐用年数の期間においては、交付対象ソーシャルビジネスを継続して実施すること。 (5) 備品購入費の総額は、助成対象事業費の総額の3分の1以内とする。
15 改修費	内装工事費、外装工事費、電気設備工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費、ガス設備工事費、設備付帯工事費、什器付帯工事費、撤去費等の交付対象ソーシャルビジネスの実施に必要な改修費とする。	改修費の総額は、助成対象事業費の総額の3分の1以内とする。
16 その他	1の項から15の項までに掲げる科目に係る費用のほか、交付対象ソーシャルビジネスの実施に特に必要と認める費用とする。	